

特定非営利活動法人わかみやクラブ職員処遇改善加算について

2022年9月1日

特定非営利活動法人わかみやクラブ（以下わかみやクラブと略）では厚生労働省による福祉・介護職員の処遇改善加算申請に該当する、中野区放課後デイサービスセンターみずいろについて職場環境等整備をして以下のとおり東京都に届出しています。

記

施設名称：中野区放課後デイサービスセンターみずいろ

施設住所：東京都中野区丸山一丁目17番2号

事業内容：児童福祉法に基づく放課後等デイサービス（障害児通所事業）

加算届出：

項目	単位数
放課後等デイサービス基本部分（通学日）	1日につき 302単位
// （学校休業日）	1日につき 372単位
児童指導員等配置加算1～3（通学日）	1日につき 75、49、36単位のいずれか
// （学校休業日）	1日につき 75、49、36単位のいずれか
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	1日につき 15、10、6単位のいずれか
個別サポート加算（Ⅰ）※対象者のみ	1日につき 100単位
（注1）欠席時対応加算（月4回を限度）	1日につき 94単位
（注1）送迎加算	片道につき 54単位
（注1）事業所内相談支援加算（月1回を限度）	1回につき 100単位
（注1）家庭連携加算（月4回を限度）	所要時間1時間未満 187単位 所要時間1時間以上 280単位
（注1）関係機関連携加算（Ⅰ）～（Ⅱ）（月1回を限度）	1回につき 200単位
福祉・介護職員処遇改善加算 （当事業所は、福祉・介護職員等特定処遇加算を取っています。）	基本単位+加算単位の1000分の84
中野区は、1級地（11,20円/1単位）	

※厚生労働省により報酬改定等ある場合は、上記表とは異なります。

（注1）加算に関わる支援提供時のみ算定

処遇改善加算Ⅰ	給付費の8.4%
特定処遇改善加算Ⅰ	給付費の1.3%

算定要件：放課後等デイサービス児童指導員・指導員に年度末に一括して処遇改善加算として支給する。